



---

## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

---

### 目次

1.0	目的.....	2
2.0	適用範囲.....	2
3.0	基本原則.....	2
4.0	ガイドラインおよび要件.....	2
5.0	遵守状況のモニタリングおよび管理.....	4
6.0	用語集.....	5



## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

### 1.0 目的

タケダは、常に誠実さを持って事業に取り組んでいる。

本ポリシーは、ビジネス慣習と意思決定が、「私たちの価値観:タケダイズム」(VALUES)、タケダ・グローバル行動規準およびポリシーに則し、贈収賄のリスクを軽減し、また適用されるすべての法令と業界コードに従って行われるように、タケダの基本原則とガイドラインを定めることを目的とする。

### 2.0 適用範囲

本ポリシーはタケダの取締役、役員、従業員、業務受託者および第三者に適用される。

第三者と契約する業務責任者は、当該第三者に本ポリシーの原則とガイドラインを説明し、それに同意させ、遵守させなければならない。

本ポリシーが適用される法令、業界コードまたはその他のタケダのポリシーに抵触する場合、それらの中で最も厳しい基準が適用される。

### 3.0 基本原則

以下の基本原則が適用される:

- タケダは、実際の利益相反、利益相反とみなされる状況、または潜在的利益相反を管理し、回避しなければならない。
- タケダは、賄賂を禁止する。
- タケダは、自ら行うことが禁止される活動を、タケダのために行動する第三者を介して行ってはならない。
- タケダは、ファシリテーションペイメントの申し出、支払いまたは支払いの許可をしない。
- タケダは脱税を助長しない。
- タケダは適切なデューデリジェンスを実施し、リスクを軽減する。
- タケダは、正確な帳簿、記録、および証憑を保管する。
- タケダのポリシーにより許可されている場合にのみ支払いを行うことができる。支払先は事前に合意し、承認された書面による契約書に記載されなければならない。

### 4.0 ガイドラインおよび要件

#### 4.1 ビジネスインテグリティ

タケダは高い倫理基準に関する自社のレピュテーションを重視する。タケダは、ステークホルダーに対して、また事業取引において、誠実に行動することに努める。



## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

タケダは実際の利益相反、利益相反とみなされる状況または潜在的利益相反もしくは贈収賄につながる状況を回避するように注意を払う。

### 4.2 賄賂の禁止

タケダはあらゆる形態の賄賂を禁じる。タケダは、政府関係者や政府機関を含む、いかなる個人や団体とも賄賂に関与してはならない。

タケダに対するどのような賄賂の要求も、明確に拒否し、承諾と受け止められないようにする。

### 4.3 ファシリテーションペイメントの禁止

タケダは、特定の国において慣習的であるか、法律で許可されているかにかかわらず、ファシリテーションペイメントの支払いの申し出、支払いまたは支払いの許可を行うことを禁じる。

### 4.4 脱税の助長の禁止

タケダは、社外のビジネス・パートナーおよび第三者（個人および団体）による脱税を奨励したり、それと知りながら促したり、故意に見逃したりしてはならない。タケダは社外の取引先および第三者（個人および団体）に対し、適切に請求および支払いを行う。

### 4.5 第三者

タケダは、第三者を通じて禁止対象の活動または違法な活動を実施してはならない。

第三者は、必要とされる活動またはパートナーシップを提供する適格性を有し、意図された活動を実施し、または商品もしくはサービスを提供するための技能、知識および能力の公正かつ客観的な評価に基づいて選定されなければならない。

業務責任者は、第三者と契約する正当なビジネスニーズを検証する責任を負う。第三者は、タケダの第三者リスク管理プロセスを用いて、契約前に検証されなければならない。

### 4.6 デューデリジェンス

タケダは、取引関係にかかわる贈収賄のリスクが特定され、適切に対処され、軽減されることを確保しなければならない。第三者との新規事業にかかわるジョイントベンチャー契約やパートナーシップ契約および第三者の事業の全部または一部の買収にかかわる取引契約を締結する前に、タケダは、贈収賄の実際のリスク、認識されたリスクまたは潜在的なリスクを特定し、対処するために、リスクベースのアプローチにより適切なデューデリジェンス審査を確実に実施する。

### 4.7 リスクの軽減

タケダは、デューデリジェンス評価中に、およびこれらのビジネス関係のライフサイクルマネジメント中に特定されることのある潜在的リスクに対応するため、リスク軽減措置を実施する。

リスク軽減には、契約条項の追加、トレーニング、監査、モニタリングを通じて、本ポリシーの原則とガイドラインに従った遵守を確実にするほか、業務の中止も検討されることがある。

### 4.8 帳簿および記録

タケダは、正確かつ合理的な範囲で詳細を記した帳簿、記録および証憑を維持しなければならない（また自社の契約する第三者にも確実に維持させる）。財務情報は、実際の取引を反映し、一般的に公正妥当と認められた会計原則を遵守しなければならない。タケダは虚偽の、または誤解を招く（「帳簿外の」）記録や不正入力を禁じる。



---

## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

---

賄賂の疑いを回避し、正確かつ真実の記録を維持するため、タケダによるすべての支払いは、直接であるか、第三者がタケダの代理として行うかどうかにかかわらず、タケダとの書面契約に明記された個人または団体に対してのみ行わなければならない。

### 4.9 ガバナンス

タケダエグゼクティブチームの組織は、本ポリシーに関連する活動の審査および承認において、適切なコンプライアンスとガバナンスを確保する責任がある。

### 5.0 遵守状況のモニタリングおよび管理

本ポリシーの遵守については監査およびモニタリングが行われる。



## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

### 6.0 用語集

本ポリシーにおいて、以下の用語は以下の意味を持つ:

用語	定義
利益(価値のあるもの)	<p>金銭的価値にかかわらず、(実際の、潜在的な、あるいは認識された)財務的もしくはその他の利益があるもの</p> <p>この用語は<b>広義</b>に解釈する必要があり、以下が含まれる場合がある:現金、現金同等物、融資、債務の取り消し、食事の接待、贈答品、接待、娯楽、旅費、航空運賃、宿泊費、雇用の申し出、ボーナス、政治献金、契約の落札、スポンサーシップ、助成、寄付、値引き、およびリベート。</p>
賄賂	<p>行為に影響を与えること、または行為に報いることを<b>意図</b>して、例えばビジネスを獲得または保持する、もしくは不適切なメリットを得るために、(直接的または間接的に)利益(価値のあるもの)を申し出、提供し、約束し、要求し、受け入れる<b>犯罪行為</b>。</p> <p>賄賂の形態には、有利な扱いに対する不当な報酬として、「キックバック」または「リベート」が含まれる場合がある。</p>
業務責任者	<p>第三者と契約するか否かを決定する責任者であり、第三者とのビジネス関連のサイクルを通じて第三者を管理する責任を負う。業務責任者の責任の詳細については、「第三者リスク管理に関するグローバルポリシー」を参照すること。</p>
利益相反	<p>個人が複数の人や組織に義務を負っていて、それにより忠誠が損なわれ、また独立した判断に影響が及ぼされる(または影響が及ぼされると認識される)可能性がある状況。</p> <p>潜在的な利益相反状況には、タケダ製品を処方する医療関係者にコンサルティングを依頼すること、タケダ製品の承認、購入に関与する政府機関に慈善寄付を提供すること、または業務責任者として第三者との個人的な関係を開示しないことが含まれる。</p>
贈収賄	<p>付与された権限を個人のメリットや利益のために、非合法的、非倫理的、もしくは倫理規範と相いれない手段により不正使用すること。贈収賄には、賄賂、利益相反、権力の濫用、強要および詐欺が含まれる。</p>
ファシリテーション ペイメント	<p>タケダがそのような支払いをしなくても受けられるはずの政府の通常の業務(ビザ発行、通関など)を加速するために、公務員や政府機関に対して行う非公式の支払い。「潤滑化」「円滑化」のための支払いとも呼ばれる。</p> <p>この用語には、公式の料金表に公開されている料金で、政府機関に対し合法的な製品とサービスの対価として支払われ、当社の帳簿と記録に正式に記録するために公式の領収書が提供されるものは含まれない。</p>



## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

用語	定義
政府機関	政府が完全にまたは部分的に所有または支配する、企業、機関、局、部署、補助機関またはその他の公的団体であるあらゆる団体。国によっては、特に国の公的医療制度を有する国においては、医療機関も政府機関とみなされる場合がある。
公務員	以下に該当する人：(1) 政府、政府の部署、局、補助機関、完全または部分的にかかわらず政府が所有もしくは支配する企業の役員、従業員、もしくはそれらから報酬の一部を受け取る者、(2) 政府系もしくは非政府系の国際組織、全国組織、地域組織もしくは地方組織の役員、従業員、もしくはそれらから自らの報酬のいずれか一部を受領する者、あるいは、(3)すべての政党の役職者および公職の候補者、または、(4) 公金を割当てる責任を負う者、または公金の支出に影響を及ぼす者（無給職、名誉職または顧問職にある者を含む）。 この用語は <b>広義</b> に解釈されるものとし、状況によっては、政府が所有もしくは運営する医療施設、医療団体、大学もしくは病院に雇用される、またはこれらに代わり行為する医療関係者も含まれる。
医療機関	(1) 医療関係者からなる組織、学術機関、専門団体または患者ケア団体であり、医療サービスの提供または医療研究およびトレーニングを行うもの、(2) 国家または政府の保険基金、保険会社およびその他の支払者などの処方医薬品に対する償還または支払いを行う組織、(3) 高品質の医療を進める目的で、正式なピアレビュープロセスを通じて専門家によるレビュー活動に従事する医師、歯科医師またはその他の医療関係者の専門家協会もしくは委員会またはそれらの代理組織（全国レベルおよび地域レベルのものを含む）、または(4) 入院または外来環境において処方医薬品の購入または調剤を行う組織。
医療関係者	医学、歯学、薬学または看護学の専門職の有資格者、またはタケダ製品の投与、処方、購入、推奨、供給を行う専門的影響力または権限を有するその他の者、またはタケダ製品の採用品目リストへの掲載 あるいはその他タケダ製品の選択または適格性判断に影響を与えることができる者。 医療関係者には、以下が含まれる：資格を有する医療関係者および地域の要件によっては、そのスタッフ（例：医師、看護師、薬剤師、事務所管理者、受付、ナースプラクティショナー、医師助手、医学生、レジデント、フェロー等）、購入者（病院、保険者、共同購入組織）の従業員、臨床研究者およびそのスタッフならびに科学団体のメンバー（学会および公的部門または民間部門の科学者等）。
ジョイントベンチャー	2つ以上の当事者により設立された事業組織であり、一般的に、所有権、ガバナンス、リスク、収益を共有することを特徴とし、これらはすべてが契約書で規定される。当事者は共有のリソースを事業組織に投資する一方で、それぞれ独自のコーポレートアイデンティティを維持する。
パートナーシップ	医療品の開発や商品化など、特定の戦略的活動について協力することを目的とした2つ以上の当事者間の契約上の協定（事業組織ではない）。



## 贈収賄禁止グローバルポリシー

バージョン: 5.0

用語	定義
脱税	<p>必要な税金を意図的に支払わない、または過少に支払う<b>犯罪行為</b>で、通常、関係税務当局に支払うべき税金について虚偽の申告をする、もしくは申告しないことに由来する。</p> <p>一部の「危険信号」の事例には以下が含まれる: 明確なビジネス目的なしに獲得した活動、日付が後付けされた文書、明らかな商業的動機のない他国の口座への支払い要求(以下「オフショアリング」)。</p> <p>この用語には、税金の効率化を図るための特定のビジネス決定が含まれる、正当かつ合法的な税金計画は含まれない。</p>
第三者	<p>タケダに製品またはサービスを提供する外部の団体または個人(例: サプライヤー、流通業者 など)、またはタケダとその他の方法で交流のある団体または個人(例: 寄付、助成金、スポンサーシップの受領者、またはタケダがヘルスケアコラボレーションを締結している団体など)。</p> <p>第三者に対するタケダのデュー・ディリジェンス・プロセスの詳細については、「第三者リスク管理に関するグローバルポリシー」を参照すること。</p>